

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について（公告）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを実施します。

令和5年10月25日

香川県立丸亀病院長 伊藤 嘉信

1 見積合わせに付する事項

- (1) 業務名 丸亀病院電話交換機用蓄電池取替業務
- (2) 業務の内容 仕様書のとおり
- (3) 業務の実施場所 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和6年1月31日

2 契約書等作成の要否

- (1) 契約書の作成又は請書の提出を要する。(契約書等は、原則として香川県で準備する。)
- (2) 落札者は、香川県の契約担当者（以下「契約担当者」という。）から契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書等に押印し、提出すること。期間内に提出されない場合は、契約の権利を失う場合があるので注意すること。

3 契約の内容を示す日時及び場所等

令和5年10月25日から令和5年11月6日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時まで）

郵便番号763-8518

香川県丸亀市土器町東九丁目291番地

香川県立丸亀病院事務局業務課 業務担当

電話番号 0877-22-2131

FAX番号0877-22-7804

なお、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>。以下「ホームページ」という。)においても公開する。

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和5年10月31日午後3時まで上記3に示した場所に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。ただし、送信後、上記3に示した場所に対し到達確認電話をすること。）

回答は、令和5年11月1日から令和5年11月6日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時まで）上記3に示した場所において閲覧に供するとともに、ホームページで公開する。

5 見積書の提出及び開札（開封）

- (1) 提出期限
令和5年11月6日 午後5時
- (2) 開札（開封）の日時
令和5年11月7日 午前10時
- (3) 提出及び開札（開封）の場所
香川県立丸亀病院事務局業務課
- (4) 提出方法等
 - ア 見積書の記載事項
 - (ア) 見積書作成年月日
 - (イ) 宛名（香川県立丸亀病院長）

(ウ) 見積合わせ参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）

※ 代表者印等の押印は省略可。押印を省略する場合は、見積書の余白に責任者（見積事務担当部門の長）の氏名、担当者（見積事務担当者）の氏名及び担当者の連絡先（電話番号）を記載すること。

(エ) 業務名

(オ) 見積金額（消費税及び地方消費税込み）

(カ) 見積金額の内訳

イ 見積書の提出方法

上記5（1）の提出期限内に上記5（3）の提出場所あてにFAX、電子メール、郵便、信書便、持参等任意の方法で提出すること。ただし、押印する場合は、原本を提出すること。

6 契約保証金

免除する。

7 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

ア 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 香川県税に滞納のない者であること。

(6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員（業務に必要な資格を有する者を含む。）を有している者であること。

(7) 技術及び設備を有し、過去に国や地方団体において当該電話交換機等の保守契約や規模を同じくする業務を行った実績がある者であること。

8 見積合わせ参加者に要求される事項

(1) 見積書を提出する場合には、上記7に掲げる参加資格をすべて満たしていることについての誓約書（参加資格確認資料（誓約書））を添付すること。

(2) 守秘義務等

見積合わせ参加者（従業員等を含む。）は、香川県から提供を受けた文書、図面、データ等すべて（追加資料を含む。以下、「県提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏らしてはならず、県提示資料を本件の見積合わせ及び契約手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む。）に使用してはならない。

9 見積書の無効

見積合わせに加わることができない者（上記7に掲げる「見積合わせの参加資格」のない者）の提出した見積書、見積合わせ参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書及び次の各号のいずれかに該当する場合における当該見積書は、無効とする。

(1) 件名、金額、氏名及び押印（押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先）等見積書に必要とされる事項の記載のない見積書、又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

- (2) 同一の見積合わせ参加者（その代理人を含む。）からが同一の案件について提出された金額の異なる複数の見積書
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 見積書の提出期限までに提出又は到達しなかった見積書
- (6) 仕様書その他見積りに関する条件に違反した見積書
- (7) 鉛筆や消せるボールペン等、容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書（1）見積合わせ参加者等が連合して見積りしたと認められた場合

10 見積合わせ又は開札（開封）の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は見積合わせに関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、見積合わせ又は開札（開封）を取り消し、又は延期することがある。この場合、見積合わせ又は開札（開封）の取消し又は延期による損害は、見積合わせ参加者の負担とする。

11 契約の相手方の決定方法

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）第105条においてその例によるとされている香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第147条第1項の規定に基づき作成され予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方（落札者）とする。

なお、見積合わせの結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

12 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

13 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

14 履行の確認及び支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て香川県の検収（検査）を受けること。
- (2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出すること。香川県は、請求書で指定する金融機関の口座に請求額を振り込む。

なお、委託期間内（履行期限まで）に履行されなかった場合は、遅滞日数に応じ、契約金額のうち業務未済部分に相当する額に当該履行期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収するので注意すること。

15 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、見積合わせに参加できない。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、指名停止等措置要領に基づく措置を講じる場合がある。
- (3) この見積合わせに関する問合せ先・契約事務担当課等

郵便番号 763-8518

香川県丸亀市土器町東九丁目291番地

香川県立丸亀病院事務局業務課 業務担当

電話番号：0877-22-2131

FAX番号：0877-22-7804

メールアドレス：marugamebyoin@pref.kagawa.lg.jp